

6月議会定例会

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定など9議案を可決

令和元年第3回那須町議会定例会が5月31日から6月10日までの11日間開催され、9議案が可決されました。

主な議案は次のとおりです。

【那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定】

※左記事に詳しく掲載。

【那須町の森を育む基金条例の制定】

国における新たな森林経営管理制度により、所有者自ら適切な管理が見込めない森林について、町が主体となつて森林整備・管理を行うほか、木材利用の促進等に必要なる事業の財源に充てるため、国から配分される森林環境譲与税を積み立てる基金を設置するものです。

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を制定しました

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図り、本町の美しい自然環境、魅力ある景観を維持するとともに、安全安心な生活環境の保全に寄与することを目的に本条例を制定しました。

▼施行日 令和元年10月1日

▼条例の概要

①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のために必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

②抑制区域を含む地域では10kw以上、抑制区域外では50kw以上の

【那須町水道給水条例の一部改正】
給水区域拡張により寄居地区の一部が給水可能になることから、加入金について寄居本郷、中重、寄居大久保および山中地区を追加するものです。

【補正予算】

令和元年度一般会計予算について、国の補助事業であるプレミアム付き商品券事業の実施に係る事務経費として930万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ118億2,930万円とするものです。



太陽光発電設備で事業を行おうとするときは、町長の許可が必要となります。

③抑制区域外で10kw以上50kw未満の太陽光発電設備で事業を行ううとするときは、届出が必要となります。

▼主な抑制区域 国立公園、県立自然公園、地域森林計画の森林の区域、農地、農用地区域、景観形成重点地区など

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎726916

税務署から感謝状が贈呈されました



6月12日、町長室で大田原税務署長から町に感謝状が贈呈されました。町では、平成30年分の所得税確定申告から電子申告システム(e-TAX)を活用し、確定申告書データを大田原税務署へ電子

薪ストーブ等の焼却灰の収集を再開します

薪ストーブ等の焼却灰は放射能の影響により収集を停止していましたが、放射能が低減したため、家庭から排出された焼却灰の収集を再開します。排出方法については次のとおりです。

▼排出方法 燃えるごみ用指定袋(黄色の袋)に入れて排出

※地域のごみステーションに排出する場合は、可燃ごみ収集日に1世帯2袋以内でお願いします。なお、排出する際は周囲に灰が飛散

送信する「データ引継」を実施しました。これは、大田原税務署管内3市町(那須町、那須塩原市、大田原市)が税務署と一丸となり取り組んだ施策です。この度、この取り組みが評価され感謝状が贈呈されました。

この取り組みにより町で受け付けた確定申告書データを安全かつ迅速に税務署へ引き継ぐことが可能となり、税務署や町における事務処理も効率化され還付金の支払いが迅速化されるなど住民サービスの向上につながることでできました。今後も町では、効果的な施策を積極的に取り入れ住民サービスの向上と事務の効率化を図っていきます。

しないようご注意ください(内袋に入れるなど)。
※クリーンステーション那須へ直接排出する場合は5袋以内です。
※排出できず一時保管していた薪ストーブ等の灰も、右記のとおり排出してください。

▼問合せ
○クリーンステーション那須
☎726916
○環境課環境衛生係
☎726916